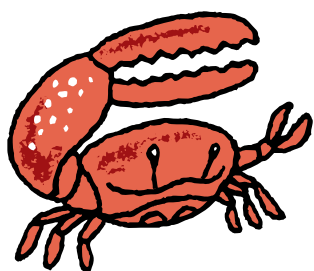


ゆたかな恵を未来へ

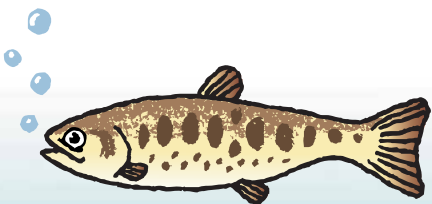
吉野川の河川整備



しおまねき



やませみ



あまご



吉野川水系河川整備計画の策定に向けて

国土交通省四国地方整備局では、徳島県知事が流域の様々な意見を聴取されたうえでまとめられた「吉野川の整備の在り方（第十堰を含む）についての要望」（平成16年3月29日）を受けとめ、吉野川の現状を治水・利水・環境の各視点から、少しでも良くしていくことが肝要であるとの認識のもと、平成16年4月27日に『「よりよい吉野川づくり」に向けて』を発表し、吉野川の河川整備のあり方についての基本的な考え方を示したところです。

また、平成17年11月18日には河川法に基づき「吉野川水系河川整備基本方針」が策定されました。

一方近年は、度重なる大規模洪水や異常渇水により甚大な被害が発生するなど、流域住民の生活に多大な影響を及ぼしています。

このため、四国地方整備局では、今後早期に「吉野川水系河川整備計画」を策定し、必要な河川整備を着実に実施していきたいと考えています。

策定にあたっては、関係各県、関係市町村、流域住民の方々のご理解とご協力を得ながら、次に示す「今後の進め方」のもとに取り組むこととしました。

河川整備基本方針

「河川整備基本方針」は、長期的視点に立った河川整備の基本となるべき方針を定めたもので、河川の総合的な保全と利用に関する基本方針、河川整備の基本となる基本高水、計画高水流量等が記載されています。



今後の進め方

よりよい吉野川づくりに向けた具体的な計画を「吉野川の河川整備（直轄管理区間）」（但し、抜本的な第十堰の対策のあり方を除く）と「抜本的な第十堰の対策のあり方」の2つに分けて検討し、各々の検討の内容・進捗状況を勘案して、河川整備計画を策定します。



「吉野川の河川整備（直轄管理区間）」（但し、抜本的な第十堰の対策のあり方を除く）については、これまでの諸検討を踏まえ、速やかに以下の取り組みを公開で実施するとともに、ホームページの開設（会議資料の公開）、ニュースレターの発行等を行うなど情報共有に努めます。

「吉野川の河川整備（直轄管理区間）」（「抜本的な第十堰の対策のあり方」を除く）の検討

○学識経験者からの意見聴取

吉野川学識者会議

吉野川に関する専門的立場の学識経験者の方から意見を聴取するため、「吉野川学識者会議」を開催します。

本会議の委員は、吉野川の現状や課題等を踏まえ「治水」、「利水」、「環境」、「地域と文化等」の各分野の学識経験者で構成します。

吉野川学識者会議 参加者（50音順、敬称略）

池田	早苗	水質（水環境）
岡村	健士	洪水防御（河川工学・水理学）
鎌田	収	魚類・漁業
上月	摩人	生態系管理（生態学）
小林	康則	水環境（環境工学・生態系工学）
佐藤	晃一	鳥類
日村	典子	農業水利
中野	晋	沿岸域工学
中村	昌宏	地域経済
崎野	道大	治水計画（森林水文学）
原田	稔子	高齢福祉
二井	松平	歴史地理
村上	仁士	防災全般（水防災）
森本	康滋	植物生態学
山上	祐男	防災（危機工学）
大和	武生	文化史・文化財
山口	英生	地域づくり

○流域住民の方々からの意見聴取

吉野川は流域も広く、地域毎にその状況が異なり、河川に関する要望も様々です。

このため、流域住民の多くの方々から様々な意見を丁寧に聴取するため、次の3つの取り組みを実施します。

吉野川流域住民の意見を聴く会

流域住民の方々に参加頂き、流域内の6箇所（上流域で2箇所、中流域で1箇所、下流域で3箇所）で開催します。

パブリックコメント

より多くの流域住民の方々から意見を頂くため、ホームページ、FAX、郵送による意見聴取を実施します。

公聴会

流域住民の方々から河川整備に係る様々な意見や要望を発表して頂く、公聴会を開催します。

○関係市町村長からの意見聴取

吉野川流域市町村長の意見を聴く会

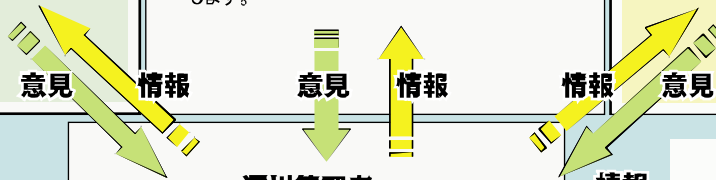
関係市町村長から様々な意見を丁寧に聴取するため、上流域、中流域、下流域の3つの地域で、関係する市町村長に参加頂き「吉野川流域市町村長の意見を聴く会」を開催します。

吉野川流域市町村長の意見を聴く会 参加者

上流域：新居浜市長、四国中央市長、本山町長、大豊町長、土佐町長、大川村長、いの町長

中流域：美馬市長、三好市長、つるぎ町長、東みよし町長

下流域：徳島市長、阿波市長、吉野川市長、石井町長、松茂町長、北島町長、藍住町長、板野町長、上板町長



河川管理者
(国土交通省四国地方整備局)

《吉野川の河川整備(直轄管理区間)の計画(案)作成》

《情報の公開・共有》

- ◇意見を聴く会等の公開実施
- ◇ホームページの開設(会議資料の公開)
- ◇ニュースレターの発行
- 等

「吉野川流域住民の意見を聴く会」開催ブロック



情報公開について

吉野川河川整備計画の策定に向けたとりくみは、情報公開と住民参加のもとで進められます。このため、以下のような情報公開を実施していきます。

よりよい吉野川づくりに向けて、流域住民の皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。

会議等の情報公開について

会議等は、情報公開を原則としております。流域住民の皆様に参加をお待ちしております。

吉野川学識者会議

流域住民の方は会議を傍聴できます。

※当日、先着順により傍聴の受け付けを行います。希望者多数の場合は、会場の都合により入場できないことがあります。

吉野川流域住民の意見を聴く会

流域住民の方ならどなたでも参加することができます。参加ご希望の方は、当日会場にお越し下さい。

※当日、先着順により参加の受け付けを行います。希望者多数の場合は、会場の都合により入場できないことがあります。

吉野川流域市町村長の意見を聴く会

流域住民の方は会を傍聴できます。

※当日、先着順により傍聴の受け付けを行います。希望者多数の場合は、会場の都合により入場できないことがあります。

ホームページによる情報提供

会議等の開催予定や会議資料等については、ホームページで情報提供を行っていきます。

以下のサイトにアクセスしてご覧下さい。

(<http://www.yoshinoriver.info>)



徳島河川国道事務所での情報閲覧

徳島河川国道事務所内に、取り組み内容に関する資料閲覧コーナーを設けました。これまでの公表資料、会議等の開催予定や会議資料を閲覧することができます。



ニュースレターによる情報提供

10会場での会議等が終了毎にニュースレターを発行いたします。

ニュースレター等の広報資料は、以下に示す機関で入手できます。

	機関名	住所	
国土交通省	四国地方整備局	香川県高松市福岡町4丁目26-32	
	徳島河川国道事務所	徳島県徳島市上吉野町3丁目35	
	吉野川鴨島出張所	徳島県吉野川市鴨島町喜来字乗島529-5	
	吉野川上板出張所	徳島県板野郡上板町瀬部字鳥屋267-2	
	吉野川貞光出張所	徳島県美馬郡つるぎ町貞光字馬出91-1	
	吉野川美馬出張所	徳島県美馬市美馬町字喜来市65-3	
	旧吉野川出張所	徳島県板野郡藍住町美野字乾126-32	
	四国山地砂防事務所	徳島県三好市井川町西井川68-1	
	吉野川砂防出張所	高知県長岡郡本山町本山字地主脇465-6	
	吉野川ダム統合管理事務所	徳島県三好市池田町西山谷尻4235-1	
	柳瀬ダム管理支所	愛媛県西条市中央市金砂町小川山乙1623-1	
	独立行政法人 水資源機構	吉野川局	香川県高松市天神前10-1
		旧吉野川河口堰管理所	徳島県徳島市川内町榎瀬341
		池田総合管理所	徳島県三好市池田町西山谷尻4235-1
早明浦ダム・高知分水管理所		高知県土佐郡土佐町田井6591-5	
新宮ダム管理所		愛媛県西条市中央市新宮町大字馬立1144	
室郷ダム管理所		愛媛県西条市中央市宮郷町津根山353-6	
徳島県	県土整備部流域整備企画課	徳島県徳島市万代町1-1	
	徳島土木事務所	徳島県徳島市南末広町6-36	
	鳴門土木事務所	徳島県鳴門市撫養町立岩字七枚128	
	川島土木事務所	徳島県吉野川市川島町島島736-1	
	西部総合県民局県土整備部<美馬庁舎>	徳島県美馬市脇町大字猪尻字建神社下南73	
	西部総合県民局県土整備部<三好庁舎>	徳島県三好市池田町マチ2415	
香川県	土木部河川砂防課	香川県高松市番町4-1-10	
	長尾土木事務所	香川県さぬき市長尾東1538-1	
愛媛県	土木部河川港湾局河川課	愛媛県松山市一番町4丁目4-2	
	西条地方局建設部河川港湾課	愛媛県西条市喜多川796-1	
	西条地方局四国中央土木事務所	愛媛県西条市中央市三島宮川4丁目6-53	
高知県	土木部河川防災課	高知県高知市丸ノ内1丁目2-20	
	中央東土木事務所	高知県南国市大浦1582	
	中央東土木事務所本山事務所	高知県長岡郡本山町本山948-6	
	中央西土木事務所	高知県吾川郡いの町1381	

関係市町村	徳島市役所	北島町役場	四国中央市役所
	鳴門市役所	藍住町役場	南国市役所
	吉野川市役所	坂野町役場	香美市役所
	阿波市役所	上板町役場	本山町役場
	美馬市役所	つるぎ町役場	大室町役場
	三好市役所	東みよし町役場	土佐町役場
	佐那河内村役場	さぬき市役所	大川村役場
	石井町役場	東かがわ市役所	いの町役場
	神山町役場	三木町役場	
	松茂町役場	新居浜市役所	

パブリックコメントの募集

吉野川水系河川整備計画に関する資料を公表後、これに対する流域住民の皆様のご意見をお聴きする場として、パブリックコメントを実施いたします。

ご意見はインターネットホームページ、郵便、FAXで受け付けます。